

民事司法を利用しやすくする懇談会（仮称）

日 時 2013年1月24日（木）午後6時から午後8時

場 所 都市センターホテル606会議室

－設立懇談会 議事次第－

- 1 民事司法を利用しやすくする懇談会設立経緯【資料1, 2】
- 2 設立趣意及び運営申し合わせの承認【資料3, 4】
- 3 委員の選任【資料5】
- 4 委員の自己紹介
- 5 議長の選任
- 6 議事
 - (1) 議長代行の指名
 - (2) 会の名称について
 - (3) 運営会議の設置について
 - (4) 部会の設置について【資料6】
 - (5) 事務局の設置について(日弁連への委託, 事務局の紹介)
 - (6) 議事及び議事録の公開について
- 7 意見交換
- 8 今後のスケジュール【資料7, 8, 9】

民事司法を利用しやすくする懇談会 設立の背景事情

民事裁判

アクセス費用に関する改革，民事訴訟法改正，民事執行法など，法制審議会に関わる課題が多いが，学者を中心としつつも，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

家事事件

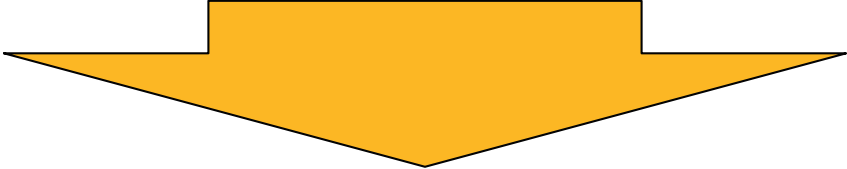
調停室の不足など，予算の必要となる課題が多く，法務省，最高裁との協議に加えて，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

行政事件

行政事件訴訟法の5年後見直しや前回の改革で積み残された多くの改正すべき課題があり，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

基盤整備

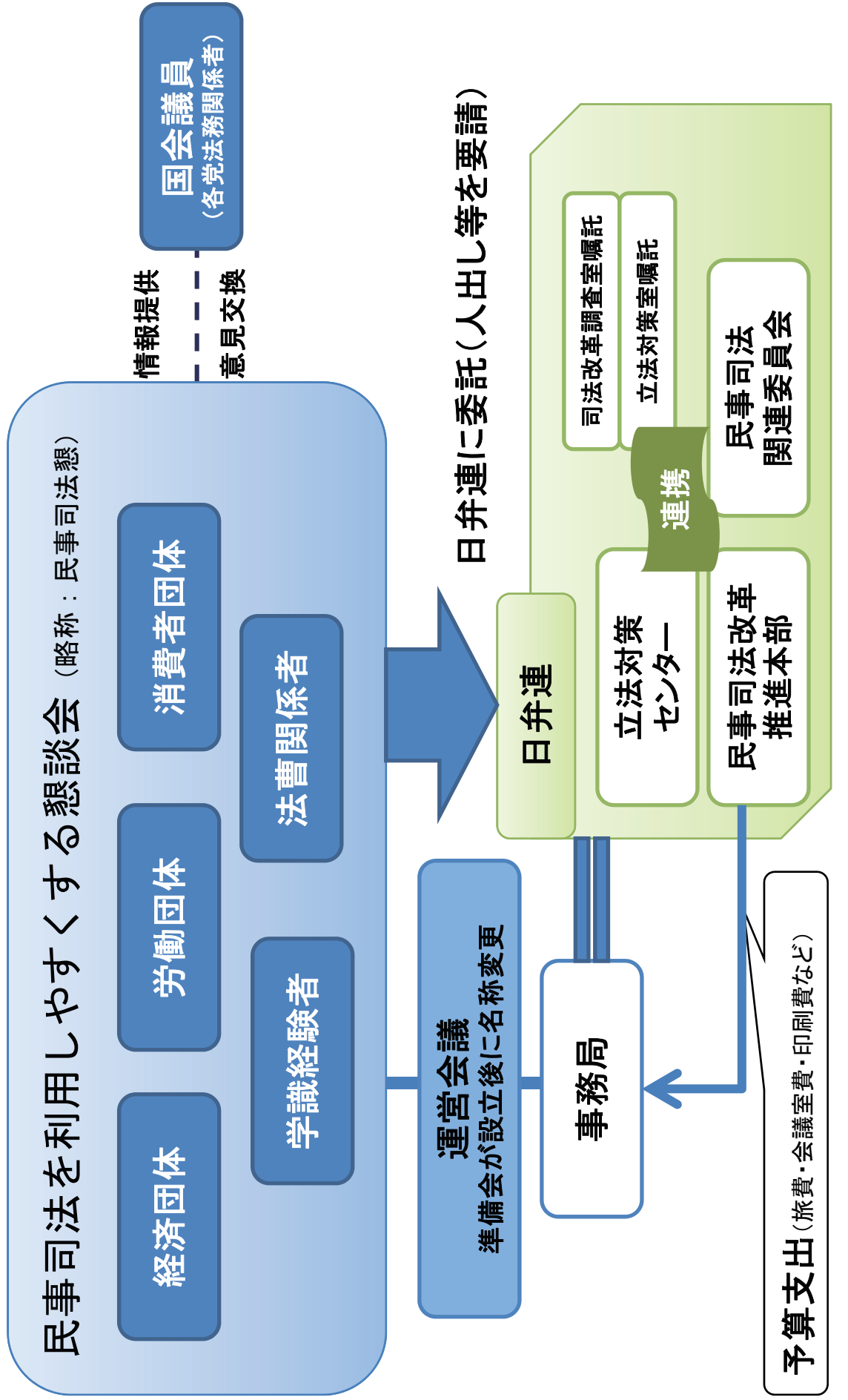
裁判官・書記官の増員や裁判所支部の充実など，予算措置が必要な課題が多く，法務省や最高裁との協議に加えて，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動を展開し，拡充を図る必要がある。



民事司法を利用しやすくする懇談会
設立の必要性

民事司法を利用しやすくする懇談会 設置の概要

目的：関係諸機関への民事司法改革に関する問題提起と提言



民事司法を利用しやすくする懇談会 設立趣意（案）

司法制度改革推進計画が閣議決定されてから10年が経過しました。この間、私たちは、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確に応えることができる司法制度を構築していくため、各々の立場とその利害を超えて、この改革に共に取り組んで参りました。

具体的には、法科大学院制度の発足、日本司法支援センター（法テラス）の設立、そして裁判員裁判の導入が改革の主な柱でした。法科大学院制度は、質・量ともに充実した法曹を養成するための中核的な教育機関として創設され、社会人や法学部以外の出身者などを含め8000人を越す法曹を輩出しています。また、日本司法支援センターの設立は、被疑者国選弁護制度を確立し、民事法律扶助事業を国の事業として位置付けることにより、司法アクセスについて、形式的な保障から、実質的な保障へと転換させる大きな契機となりました。そして裁判員制度の導入は、刑事司法に対する国民の理解と信頼を向上させるものとして、司法への国民的基盤を提供するものとなっています。これらの改革については、10年間の実践を踏まえ、その問題点の改善へ向けた更なる取組も進められているところです。

しかし、民事司法分野に関しては、労働審判制度の導入、知的財産高等裁判所の設置、提訴手数料の引下げ及びADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）の制定など一定の改革が実現したものの、その成果は、必ずしも国民に広く実感されるものとはなっていません。2011年に民事訴訟制度研究会が実施した「日本の民事裁判制度に関する意識調査」によれば、日本の民事裁判制度が国民にとって利用しやすいかという質問に対して、「強くそう思う」、「少しそう思う」という肯定的回答が依然2割強程度にとどまっています。また、司法制度改革以来、いわゆる過払い金訴訟を除くと、民事訴訟の利用件数は頭打ちとなっています。

このように、民事司法が国民のニーズに十分応えられていない現状は、裁判制度をはじめ、民事司法分野の改革に関して、多くの手付かずの課題、積み残しの課題があることに大きな原因があると考えられます。

例えば、民事司法へのアクセスを拡充して身近で利用しやすいものにするためには、提訴手数料のなお一層の低・定額化や法律扶助の抜本的充実、弁護士費用の在り方及びその情報提供、弁護士費用を保険でカバーできるようにするインフラの拡充・整備等が検討課題として挙げられます。

民事訴訟制度に関しては、納得できる裁判の前提としての証拠収集手続の在り方、執行制度の改革が喫緊の検討課題であり、また多数の被害者救済のための集団訴訟制度の構築がすでに立法課題として上がっています。事件数が増加し、また当事者に十分な手続的保障が求められている家事事件の充実も重要な検討課題です。

行政訴訟の分野でも、一定の範囲で国民の権利利益の救済範囲の拡大が図られるなどの成果がありました。しかし、原告適格の拡大その他改正事項の再検討のほか、行政立法・行政計画の司法審査、裁量に関する司法審査、特定個人の利益に還元し難い集団的利益を保護するための団体訴訟制度など、検討すべき課題は多数に上っています。

そして、これらの改革を支える人的物的基盤の整備については、民事司法の中核を担う裁判所の裁判官や書記官の増員、物的施設の拡充、裁判官の常駐化を含む裁判所支部の拡充、当事者代理人である弁護士の専門性の強化等、さらには、行政訴訟を含む民事司法の分野での国民の司法参加も重要な検討課題です。

司法制度改革が目指した法の支配が隅々に行き渡る社会の構築、そのために利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法の実現を実感できるものとするのが、私たちの共通の課題です。私たちは、そのような認識に立って民事司法の分野において積み残された課題を整理し、国民の法的ニーズに応えるには何をなすべきかを、国民各方面の意見を聴いて真摯に検討した上で、関係諸機関に対し民事司法改革諸課題について問題提起と提言を行うことを含め、改革の実現に向けた取組を進めるべく、「民事司法を利用しやすくする懇談会」をここに設立します。

民事司法を利用しやすくする懇談会 運営についての申し合わせ（案）

201●年（平成2●年）●月●日

民事司法を利用しやすくする懇談会 設立懇談会決定

1 名称

この懇談会は、民事司法を利用しやすくする懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

2 目的

懇談会は、民事司法改革の必要性とその方向性について、各界及び各層からなる委員によって真摯に議論を行い、関係諸機関に対し民事司法改革諸課題について問題提起及び提言を行うことを含め、改革の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

3 組織と運営

- (1) 懇談会は、学識経験者、経済諸団体から推薦された委員、労働諸団体から推薦された委員、消費者諸団体から推薦された委員、日本弁護士連合会から推薦された委員で構成する。また、懇談会には、オブザーバーの参加を求めることができる。
- (2) 懇談会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 懇談会に、運営会議（仮称）を置く。運営会議は運営委員で構成され、運営委員は、懇談会の委員から選出する。運営会議は、懇談会に提出する原案の作成、議題及び進行等の運営に関する事項を検討し、懇談会に提案する。
- (4) 運営会議は必要に応じて幹事を置くことができる。また、運営会議には、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、委員及び幹事で構成し、諸課題について集中的な検討を行い、運営会議に提案する。
- (5) 懇談会に、事務局を置く。懇談会は、事務局を日本弁護士連合会に委託し、日本弁護士連合会は、懇談会の事務に必要な事務局員を派遣し、運営に伴う経費を支出する。

4 議事

- (1) 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- (2) 懇談会の議事は、公開とする。懇談会を開いたときは、議事録を作成し、会議の配付資料とともに、これを公開するものとする。
- (3) 本申し合わせに定めるもののほか、懇談会の議事に必要な事項は、議長が懇

談会に諮って決める。

5 存続期間

懇談会の存続期間は、この申し合わせの施行の日から目的達成までとする。

「民事司法を利用しやすくする会（略称：民事司法懇）」メンバー

◎…運営会議メンバー

1 経済団体

- (1) 日本経済団体連合会 阿部泰久（経済基盤本部本部長）◎
- (2) 経済同友会 富山和彦（企業・経済法制PT委員長）◎
早川 洋（企業・経済法制PT副委員長）
- (3) 日本商工会議所 大山忠一（東京商工会議所経済法規委員会共同委員長）◎

2 労働団体

- 日本労働組合総連合会 南雲弘行（事務局長）
新谷信幸（総合労働局長）◎

3 消費者団体

- (1) 全国消費者団体連絡会 河野康子（事務局長）◎
- (2) 主婦連合会 山根香織（会長）◎
- (3) 全国消費生活相談員協会 丹野美絵子（理事長）
- (4) 消費者機構日本 磯辺浩一（専務理事）

4 学識経験者

- (1) 民事訴訟法学者 伊藤 眞（東京大学名誉教授）◎
高橋宏志（東京大学名誉教授）◎
三木浩一（慶應義塾大学法科大学院教授）◎
山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）◎
- (2) 民法学者 潮見佳男（京都大学法科大学院教授）
山野目章夫（早稲田大学法科大学院教授）◎
- (3) 行政法学者 阿部泰隆（神戸大学名誉教授）
大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）
北村和生（立命館大学法科大学院教授）◎
交告尚史（東京大学大学院法学政治学研究科教授）◎
古城 誠（上智大学法学部教授）◎
中川丈久（神戸大学大学院法学研究科教授）
- (4) 法社会学者ほか 片山善博（慶應義塾大学法学部教授）
ダニエル・h・フット（東京大学大学院教授）
- (5) マスコミ関係者 土屋美明（共同通信社編集委員兼客員論説委員）◎
安岡崇志（元日本経済新聞社論説委員・法テラス理事）◎

5 日本弁護士連合会

- 本林 徹（元日本弁護士連合会会長）
斎藤義房（日弁連副会長）◎
藪野恒明（日弁連副会長）◎
市丸信敏（日弁連副会長）◎
中本和洋（民事司法改革推進本部本部長代行）◎

※2013年1月24日現在

部会メンバー一覧(案)

	民事・家事・商事部会	行政部会	労働部会	消費者部会	基盤整備部会
部会長	高橋宏志	古城誠	未定	未定	安岡崇志
メンバー	三木浩一	交告尚史	三木浩一	三木浩一	土屋美明
	山野目章夫	北村和生	山本和彦	山本和彦	阿部泰久
	山本和彦	山本和彦	新谷信幸	山根香織	富山和彦
	富山和彦	阿部泰久	阿部泰久	河野康子	斎藤義房
	藪野恒明	市丸信敏	中本和洋	藪野恒明	
	中本和洋				
事務局主査	今井・谷・関戸	岩本	藪	江野	浦田

民事司法を利用しやすくする懇談会スケジュール(予定)

◎＝準備会／運営会議 ◆懇談会

	会 議	日 時			場 所
◎	打ち合わせ会①	2012年11月21日	(水)	18時～20時	弁護士会館 17階 1703会議
◎	打ち合わせ会②	2012年12月12日	(水)	18時～20時	弁護士会館 17階 1702会議
◎	準備会①	2013年1月10日	(木)	18時～20時	弁護士会館 17階 1702会議
◆	設立懇談会(第1回懇談会)	2013年1月24日	(木)	18時～20時	都市センターホテル606
◎	運営会議①	2013年2月28日	(木)	18時～20時	未定
◆	第2回懇談会(=民推シンポ共同)	2013年3月16日	(土)	13時～17時	日比谷図書文化館 大ホール
◎	運営会議②	2013年4月19日	(金)	18時～20時	未定
◎	運営会議③	2013年5月23日	(木)	18時～20時	未定
◆	第3回懇談会(中間報告)	2013年6月29日	(土)	13時～17時	未定
◎	運営会議④	2013年8月29日	(木)	18時～20時	未定
◎	運営会議⑤(予備日)	2013年9月26日	(木)	18時～20時	未定
◆	第4回懇談会(最終報告)	2013年10月30日	(水)	15時～17時	未定

※ 未定の場所については、追って御連絡します。

シンポジウム「民事司法改革オープンミーティング」(仮称) 企画書

- 1 名称 シンポジウム「民事司法改革オープンミーティング～利用者の声を聴く」
(仮称)
- 2 主催 日本弁護士連合会
- 3 共催(予定) 民事司法を利用しやすくする懇談会
- 4 日時 2013年(平成25年)3月16日(土) 午後1時～午後5時
- 5 場所 日比谷図書文化館大ホール

6 開催趣旨

当連合会が民事司法改革グランドデザインで示した改革諸テーマについてアクションプランを提起し、併せてユーザーを中心とする各界・各層の代表者から幅広く意見を聴くことにより民事司法改革の必要性和方向性を追求することを目的とする。

7 企画内容

2部構成とし、第1部は民事司法改革の立法事実について、日弁連アクションプラン、裁判迅速化検証報告書及び民事裁判制度意識調査の観点から、基調報告を行う。第2部はパネルディスカッションとして、各ユーザーの立場から、民事司法についての問題意識を発言いただき、民事司法に求めていることや問題点等を議論する。

第1部 基調報告(報告はそれぞれ20分)

- 1 アクションプランの報告 報告者(予定)
今井和男(民事司法改革推進本部委員)
工藤美香(司法改革調査室嘱託)
- 2 裁判迅速化検証報告書の報告 報告者(予定)
山本和彦教授(一橋大学)
- 3 民事裁判制度意識調査の報告 報告者(予定)
菅原郁夫教授(早稲田大学)

第2部 パネルディスカッション

<パネリスト候補者>

学識経験者、経済団体、労働団体、消費者団体、自治体、日弁連

2013年	懇談会	運営会議	部 会					事務局	
			民事・家事・商事	行政	労働	消費者	基盤整備		
1月		1/10準備会							
1/24設立懇談会			・設立趣意及び運営申し合わせの承認 ・意見交換						
2月			部会構成確定 中間報告書に盛り込む事項の検討開始	部会構成確定 中間報告書に盛り込む事項の検討開始	部会構成確定 中間報告書に盛り込む事項の検討開始	部会構成確定 中間報告書に盛り込む事項の検討開始	部会構成確定 中間報告書に盛り込む事項の検討開始	資料収集・整理 部会資料作成 部会の運営・議事録作成 素案の準備	
2/28運営会議①			・中間報告書に盛り込む事項の検討						
3月			引き続き報告書に盛り込む立法事実・課題の検討	引き続き報告書に盛り込む立法事実・課題の検討	引き続き報告書に盛り込む立法事実・課題の検討	引き続き報告書に盛り込む立法事実・課題の検討	引き続き報告書に盛り込む立法事実・課題の検討	資料収集・整理 部会サポート	
シンポジウム	3/16懇談会②			・シンポジウム「民事司法改革オープンミーティング(仮称)」					
4月								部会資料作成 部会の運営・議事録作成 中間報告書原案(叩き台)作成	
4/19運営会議②			・中間報告書に盛り込む事項の検討						
			中間報告書原案の検討	中間報告書原案の検討	中間報告書原案の検討	中間報告書原案の検討	中間報告書原案の検討	中間報告書原案の作成作業 部会サポート	
5月									
5/23運営会議③			・中間報告書案の検討						
6月			中間報告のための作業	中間報告のための作業	中間報告のための作業	中間報告のための作業	中間報告のための作業	部会サポート 中間報告の資料作成	
中間報告	6/29懇談会③			・中間報告書案の報告と承認					
7月			最終報告の総論・各論部分の検討 最終報告の素案の作成作業	最終報告の総論・各論部分の検討 最終報告の素案の作成作業	最終報告の総論・各論部分の検討 最終報告の素案の作成作業	最終報告の総論・各論部分の検討 最終報告の素案の作成作業	最終報告の総論・各論部分の検討 最終報告の素案の作成作業	最終報告書素案(叩き台)の作成 部会サポート	
8月									
8/29運営会議④			・最終報告書素案の確定						
9月								8/29に確定した最終報告書素案を踏まえて、最終報告書(最終案)の作成作業	
9/26運営会議⑤ (予備日)									
10月									
最終報告	10/30懇談会④			・最終報告書の承認					
11月								最終報告公表 関係機関への問題提起・提言	